② 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）

3 少額短期保険業者が会計参与（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。４において同じ。）に対して補償契約に基づき会社法第430条の２第１項第１号に掲げる費用を補償した場合において、当該少額短期保険業者が、当該事業年度において、当該会計参与が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。

4 少額短期保険業者が会計参与に対して補償契約に基づき会社法第430条の２第１項第２号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

12 ［略］

［第２・第３ 略］

第４ 貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

［表略］

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［(1)～(20) 略］

(21) 会社計算規則第２条第３項第55号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

［(22)・(23) 略］

［２～６ 略］

（少額短期保険相互会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～６ 略］

［第５～第13 略］

別紙様式第16号の26（第211条の84第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）事業報告書

（記載上の注意）

［１・２ 略］

3 少額短期保険持株会社が会社法施行規則第２条第２項第70号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１ 少額短期保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団（当該少額短期保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険持株会社に関する事項をも記載すること。

12 ［同左］

［第２・第３ 同左］

第４ 貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）貸借対照表

（少額短期保険株式会社）

［同左］

（記載上の注意）

1 ［同左］

［(1)～(20) 同左］

(21) 会社計算規則第２条第３項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

［(22)・(23) 同左］

［２～６ 同左］

（少額短期保険相互会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～６ 同左］

［第５～第13 同左］

別紙様式第16号の26（第211条の84第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）事業報告書

（記載上の注意）

［１・２ 同左］

3 少額短期保険持株会社が会社法施行規則第２条第２項第67号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１ 少額短期保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団（当該少額短期保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険持株会社に関する事項をも記載すること。